

行田羽生資源環境組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例

令和4年4月1日

条例第17号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(勤務時間等)

第2条 職員の勤務時間、休日及び休暇については、行田市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年行田市条例第2号）の例による。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に行田市又は羽生市に勤務していた職員であって、引き続き施行日において、この条例の適用を受ける組合の職員となったもの（次項において「派遣職員」という。）に対する当該地方公共団体の任命権者の承認は、この条例の相当規定に基づき任命権者が承認したものとみなし、その期間は通算する。

3 派遣職員の施行日に属する年における年次有給休暇及び1の年において期間が定められている特別休暇の日数については、派遣の際当該地方公共団体において定められていた年次有給休暇及び1の年において期間が定められている特別休暇の残日数とする。